



ASC 例外的許可の要求手続き

第 2.1 版

2024 年 1 月 4 日

目次

連絡先.....	2
改訂履歴.....	3
1. はじめに	4
2. 目的.....	5
3. 対象範囲	5
4. 発効日	5
5. 補足文書	5
6. 用語と定義.....	6
7. 役割と責任.....	6
8. 提出と策定要件.....	7
9. 認証機関は、審査報告書に含まれる ASC の CAR.VR 考慮事項に記載されて いるとおり、すべての不適合および認証決定の日程に引き続き従うものとする	9
10. 業務評価	9
11. 利害関係者からのフィードバック - 技術評価における基準関連 VR.....	10
12. 技術評価	11
13. VR 委員会への提示 - VR に関する勧告	12
14. VR 委員会への提示 - 基準に関する VR	12
15. VR 委員会への提示 - 認証および認定要件に関する VR.....	12
16. VR の判決	13
17. 特定技術コンサルティング (TTC) - 基準に関する VR	13
18. VR 判決の公開.....	14
19. VR の延長もしくは変更の要請 - 基準に関する VR	15
20. VR のアーカイブ	15
21. 認証書の譲渡.....	15
22. VR の取り消し	16
23. 利害関係者の関与 - 基準に関する VR.....	16
付属書 1 - 基準に関する VR の手順フローチャート	17
付属書 2 - CAR に関する VR の手順フローチャート.....	18

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	1/18 ページ			

連絡先

© 水産養殖管理協議会 (ASC)

Daalseplein 101,

3511 SX Utrecht, The Netherlands

電話番号: +31 30 239 31 10

VR@asc-aqua.org

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	2 / 18 ページ			

改訂履歴

日付:	バージョン:	変更内容の概要:
2024年1月4日	2.1	<ul style="list-style-type: none">フォーマットとブランディング 改正された項目: <ul style="list-style-type: none">文書の対象範囲提出と策定要件(第8項)
2023年3月9日	2.0	<ul style="list-style-type: none">一般的な表現と分かりやすい言い回し文書の書式とレイアウト基準に関するVRと認証および認定要件に関するVRの手順を統一一般的な処理日程と、すべての日程における暦日の使用 新規追加された項目: <ul style="list-style-type: none">VRに関する勧告(第13項)VR延長または変更の要請(第19項)VRのアーカイブ(第20項)VRの取り消し(第22項)付属書1 - 基準に関するVRの手順付属書2 - 認証および認定要件に関するVRの手順 改正された項目: <ul style="list-style-type: none">用語と定義(第6項)役割と責任(第7項)提出と策定要件(第8項)業務評価(第10項)利害関係者からのフィードバック(第11項)技術評価(第12項)VR委員会への提示(第14項・第15項)VRの判決(第16項)特定技術コンサルテーション(第17項)VR判決書の公開(第18項)認証書の譲渡(第21項)利害関係者の関与(第23項)
2020年10月15日	1.0	新規文書

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024年1月4日
分類:	外部(公開)	3/18 ページ			

1. はじめに

水産養殖管理協議会(ASC: Aquaculture Stewardship Council)は、独立した非営利団体であり、科学的に確立された基準に基づいて、独立した第三者認証およびラベリング制度を自主的に運営しています。ASC 基準は、ASC のミッションに沿って、環境の持続可能性と社会的責任を追従し、水産養殖業界を変革するための判定基準を定義しています。

水産養殖管理協議会 (ASC) のビジョン

水産養殖が、環境への悪影響を最小限に抑えながら食糧と社会的利益を人類へ供給することにおいて主要な役割を果たす世界。

水産養殖管理協議会 (ASC) のミッション

サプライチェーン全体で価値を創造する効率的な市場機構を用い、環境の持続可能性と社会的責任に向けて水産養殖を変革する。

ASC例外的許可の要求手続き

認証機関(CAB)は、ASC 基準、認証単位要件(RUoC)、認証および認定要件(CAR)といった要件を当初の意図を保持しつつも現地の状況に適合させなければならない局面を迎えることがあります。このニーズに対応すべく、ASC は、例外的許可の要求(VR)プロセスを開発しました。国際基準を現地の状況に適合させることは、国際社会環境認定表示連合(ISEAL)の適正業務規範で認められています。例外的許可の要求(VR)プロセスは、ASC の基準設定手順および ASC の認証および認定要件(CAR)開発改訂手順と連携しています。すべての VR は、ASC 要件の開発または改訂内容に含めるかどうか評価されます。

透明性を確保するため、すべての VR は [ASC の例外的許可の要求と解釈プラットフォーム](#)で公開されます。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月4日
分類:	外部 (公開)	4 / 18 ページ			

2. 目的

本書では、VR の提出、処理、公表の手順を概説します。基準に関する VR の場合、利害関係者から寄せられたフィードバックも合わせて検討されます。この手順を実行することにより、すべての VR が一貫した方法で処理され、結果が明確で再現可能であることが保証されます。

3. 対象範囲

この手順の対象範囲は、認証書の所有者または認証機関(CAB)に適用される ASC 基準、ASC の認証および認定要件(CAR)、認証単位要件(RUoC)に関する VR です。

4. 発効日

本書は 2024 年 1 月 4 日から発効します。

5. 補足文書

- [ASC 基準](#)
- [ASC 認証および認定要件\(CAR\)](#)
- [ASC の認証単位要件\(RUoC\)](#)
- [VR 委員会の考慮事項\(TOR\)](#)
- [ASC 基準の設定手順](#)
- ASC 認証および認定要件(CAR): 開発、改訂、承認、伝達手順
- [ASC のプライバシーポリシー](#)
- [ASC の GDPR データ保護方針](#)

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	5 / 18 ページ			

6. 用語と定義

- 本書に適用される定義は、[ASC の用語ポータル](#)からも入手できます。
- 本手順書に記載されている日程はすべて暦日で表されています。

用語	定義
例外的許可の要求	当初の意図を保持しつつも、ASC 要件をそれぞれの現地の状況に適合させるための要求。

7. 役割と責任

役割	責任
VR 申請者 (CAB)	ASC の例外的許可の要求と解釈プラットフォームを使って VR を提出し本手順書に従う責任を負う適合性評価機関 (CAB)。
VR 委員会	VR の承認、不承認、不受理を決定する責任を負う。VR 委員会の構成員は、VR 委員会の考慮事項 (TOR) に記載される。
© 水産養殖管理協議会 (ASC)	本手順書を遵守し更新する責任を負う。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	6 / 18 ページ			

8. 提出と策定要件

8.1 認証機関は、「MyASC」例外的許可の要求と解釈プラットフォーム（以下、「VRプラットフォーム」）を使ってVRを提出するものとする。

8.2 認証機関は、新たな要請を提出する前にVRプラットフォームを確認し、類似のVRが既に処理されていないかどうかを確認するものとする。認証機関は、以下の条件がすべて満たされる場合、承認済みのVRを審査報告書にて参照することができる:

8.2.1 VRの適用範囲に含まれる最新の文書で条項番号または指標番号が変更されていても、条項や指標や要件を記した文言は変わっていない。

8.2.2 承認済みのVRが、後発の文書で導入または変更された新しい条項、指標の意図や指標の要件と矛盾しない、または相反しない。

8.2.3 承認済みのVRに、次を制限する条件が含まれていない:

- 審査
- 認証機関(CAB)
- 認証書の更新頻度
- 認証書の所有者
- 地理的範囲
- 生産頻度
- 敷地
- 魚種
- 時間範囲
- 認証単位(UoC)

8.2.4 VRが承認済みである。

8.2.5 VRがアーカイブされていない。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024年1月4日
分類:	外部(公開)	7/18 ページ			

8.3 VRの提出に際し、次の条件を満たすものとする:

8.3.1 明確かつ簡潔な英語で書く。

8.3.2 VRがASC基準に関連する、または認証および認定要件に関連する場合は、単一の原則基準からの指標に関連している。

8.3.3 裏付け証拠は必要なものに限定し、かつ次の条件を満たすものとする:

- 英語で書かれている、あるいは、英語で書かれた要約がある。
- VR との関連性が明確で簡潔である。
- VR と一緒に ASC によって公開される。

8.3.3.1 ASCのプライバシーポリシーおよびASCのGDPRデータ保護ポリシーに定義された個人情報または専有情報については、例外となる場合がある。

8.3.3.2 機密情報の要約は提出書類に含まれ、透明性のためにVRとともに公表されるものとする。

8.3.4 認証単位（UoC）の適合性を決定するようASCに要請しない。または、認証機関が提起した不適合を解消するための是正処置の承認を要請しない。

8.3.5 VRが審査に関連する場合は、それを示す。

8.3.6 VRの対象範囲において、その要請がいかに関ASC要件の意図と合致するのかわを示す。

8.3.7 要請の種類を指摘する:

- 方法論の相違:要件に記載されていない別の方法を利用する要請。
- 要件の数値の相違:代替となる測定方を利用する要請。
- その他の相違 :方法論や要件に使用されるしきい値に関連しない要請。

8.3.8 VRの適用範囲案を示す。

8.4 基準に関するVR :

- 初回審査の場合、ASC 認証制度に参加するための UoC 申請を認証機関が評価し受理した時点で速やかに VR を提出することができる。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月 4 日
分類:	外部 (公開)	8 / 18 ページ			

- 初回または再認証審査の場合、認証機関は、該当する UoC の審査終了後 28 日以内に VR を提出するよう努めなければならない。
- VR は、当該 UoC の認証サイクルのどの時点でも提出することができる。

8.5 認証および認定要件に関するVRはいつでも提出できる。

8.6 認証機関は、審査報告書に含まれる ASC の CAR.

9. VR考慮事項に記載されているとおり、すべての不適合および認証決定の日程に引き続き従うものとする

9.1 すべてのVRは、VR委員会の判定を待つ提出物も含め、草稿や最終審査報告書にいたるまで、VR番号で参照されるものとする。

10.業務評価

10.1 ASCは、VRが提出されてから5日以内に、VRの業務評価を終了する。

10.2 業務評価では、VRが規定を満たしているかどうか第8項に従って評価される。

10.3 VRが第8項を満たさない場合、ASCはその理由を認証機関に通知する。

10.3.1 認証機関は提出書類を修正し、再提出することができる。

10.3.1.1 VRの修正版は14日以内に再提出されなければならない。提出がなければ、そのVRは終了ならびに不受理となる。

10.3.2 ASCは、VR修正版を受領してから5日以内に再度、業務評価を行う。

10.3.3 VR修正版が第8項を満たさない場合、ASCはそのVRを終了ならびに不受理と見なす。

10.4 認証機関が14日以内にVRを修正しないことを選択した場合、そのVRは終了ならびに不受理となる。

10.5 業務評価が成功裏に完了した後2日以内に、ASCは次を実行する：

- ASC の例外的許可の要求(VR)プラットフォームで VR を公開する
- 公開確認書を認証機関に送付する
- VR の技術評価を開始する
- VR が ASC 基準に関連する場合は、利害関係者に通知する

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	9 / 18 ページ			

11. 利害関係者からのフィードバック – 技術評価における基準関連VR

11.1 技術評価が始まるにあたり、VRに関する通知を希望する利害関係者は、ASCに登録する必要がある。

11.2 利害関係者からのフィードバックは、次の条件を満たすものとする：

- 技術評価の通知から14日以内に受領される。
- 一般にアクセス可能な情報を参照する。
- 英語で記載されている。あるいは、証拠の要約を英文で提出書類に添付する。
- VRと一緒にASCによってウェブサイトへ公開される。
- 第10項に従い、業務評価の対象となる。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月4日
分類:	外部 (公開)	10 / 18 ページ			

12. 技術評価

- 12.1** 基準に関するVRの技術評価と利害関係者のフィードバック収集は、ASCが担当し、第10.4項に基づいて最長21日間実施される。
- 12.2** 認証および認定要件に関するVRの技術評価は、ASCが担当し、第10.4項に基づいて最長14日間実施される。
- 12.3** ASCは、技術評価を完了するために認証機関に追加情報を要求することがある。
- 12.3.1** 認証機関は、要請された追加情報を14日以内に提供しなければならない。
- 12.3.1.1** 認証機関は、追加情報をASCに提供するために、提出期限を7日間延長する要請をすることができる。
- 12.3.1.2** 7日間の延長申請は、第12.3.1項に述べた当初の14日間の期限が終了する前に、ASCが受領しなければならない。
- 12.3.2** ASCが14日以内に要請した追加情報を受け取らなかった場合、またはさらに7日間の延長要求を受け取らなかった場合、そのVRは終了ならびに不受理となる。
- 12.3.3** ASCが要請した追加情報を7日間の延長期間内に受け取らなかった場合、そのVRは終了ならびに不受理となる。
- 12.4** ASCが要請した追加情報を、第12.3.1項に記された期間内に認証機関から受領した場合、ASCは受領後7日以内に技術評価を完了させる。
- 12.5** 追加情報は、第8.3項に従って公開される。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	11 / 18 ページ			

13. VR委員会への提示－VRに関する勧告

13.1 ASCは、VR判決のため、VR委員会に対し以下のいずれかを推奨する:

- 承認する場合－ASC 要件の例外的許可に根拠があると同意する。
- 承認しない場合－ASC 要件の例外的許可に根拠があると同意しない。
- 特定技術コンサルテーション(TTC)を行う場合－基準に関する VR について勧告を作成するため、技術的情報を専門家や利害関係者から追加で入手する。
- 不受理とする場合－例外的許可は不必要と判定し、承認、不承認は不問とする。

14. VR委員会への提示－基準に関するVR

14.1 ASCは、技術評価の期間終了までに、VR委員会のためのVR分析を策定する。VR分析には、以下の内容が含まれる:

- 承認、不承認、不受理、または特定技術コンサルテーション(TTC)の実施勧告。
- 勧告の理由。
- VR 承認を勧告する場合の VR の適用可能性。
- 利害関係者から寄せられたフィードバック。
- VR 判決草稿の VR プラットフォーム上での公開。

14.2 ASCは、技術評価終了3日以内にVR分析とVR勧告をVR委員会に送付する。

15. VR委員会への提示 - 認証および認定要件に関するVR

15.1 技術評価チームは、VR委員会のために以下の内容を含むVR分析を作成する:

- 承認、不承認、または不受理の勧告。
- 勧告の理由。
- VR 承認を勧告する場合の VR の適用可能性。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024年1月4日
分類:	外部 (公開)	12 / 18 ページ			

16.VRの判決

16.1 VR委員会は、14日以内にVR勧告を確認または修正する。

16.2 もしVR委員会が追加情報を要請した場合、ASCは第12.3項で定められた日程に従って手続きを進める。

17.特定技術コンサルテーション（TTC） - 基準に関するVR

17.1 第16.1項に従ってVR委員会が承認した場合、ASCは特定技術コンサルテーション（TTC）を調整する。

17.2 TTCは、VR委員会による確認後7日以内に開始する。

17.3 TTCは最長21日間持続する。

17.4 ASCはTTCのために以下のことを通知する：

- 第11項に基づき登録された利害関係者。
- 施設の直近の審査報告書に記載されている利害関係者。
- ASCの判断により必要とされたその他の利害関係者。

17.5 ASCは、TTC終了後7日以内に、TTCから受け取ったすべてのフィードバックをまとめ、2回目の技術評価を行う。

17.6 ASCは、フィードバックを書面で受け取ってから7日以内に、2度目の技術評価を終了し、VR委員会に対する2度目のVR分析を策定する。

17.6.1 VR分析には、第14項に記載されたすべての情報、およびTTCのフィードバック文書が含まれる。

17.7 VR委員会は、第16項に従ってVR勧告を確認または修正する。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月4日
分類:	外部（公開）	13 / 18 ページ			

18. VR判決の公開

18.1 ASCは、VR委員会から最終的なVR判決を受け取ってから3日以内に、VRの判決をプラットフォーム上で公表する。その後、VRを終了と分類する。公開情報には以下の内容が含まれる:

- VR が承認、不承認、不受理のどれに決定されたか。
- VR 判決の理由。
- VR が承認された場合の VR 適用可能性。
- VR が ASC 基準に関連する場合、利害関係者からのフィードバック。
- VR が ASC 基準に関連する場合、TTC の間に受け取ったフィードバック。

18.2 VRが終了と分類された場合、ASCはメールにて次の対象者に通知する:

- 認証機関(CAB)
- ASC にフィードバックを提出した全ての利害関係者

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月4日
分類:	外部 (公開)	14 / 18 ページ			

19. VRの延長もしくは変更の要請 - 基準に関するVR

- 19.1 認証機関は、承認されたVRの変更もしくは期間延長の要請を、Eメール（vr@asc-aqua.org）にてASCに提出することができる。
- 19.2 ASCは、VRの延長もしくは修正依頼を原文でVRプラットフォームに公表する。
- 19.3 ASCは、本書の処理手順と日程に従い、要請を検討する。
- 19.4 ASCは、第11項に従い、VR延長もしくは変更要請を利害関係者に通知する。
- 19.5 ASCは、当初のVRと大きく異なる要請を受け付けず、認証機関に新たなVRを提出するように促す。

20. VRのアーカイブ

- 20.1 もし改訂された基準もしくは認証および認定要件が有効となった場合、ASCは適用されなくなったVRをアーカイブする。
- 20.2 アーカイブ処理を容易にするため、ASCは処理されたVRを第8.2項に記載された判定基準と照らし合わせる。
- 20.3 ASCは、認証機関に通知する。
- 20.4 認証機関は、VRがアーカイブされた以降は、当該VRの草稿や最終審査報告書を参照してはならない。

21. 認証書の譲渡

- 21.1 もしVRの判決が保留されている間に、認証書が他の認証機関に譲渡された場合、ASCは、直ちにVRの処理を中止する。そのVRは終了ならびに不受理となる。
- 21.2 後任の認証機関は、本書に記載の手續に従ってVRを再提出することができる。
- 21.2.1 再提出されたVRは、ASCにより以下の手順と日程に従って処理される。

文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月4日
分類:	外部（公開）	15 / 18 ページ			

22. VRの取り消し

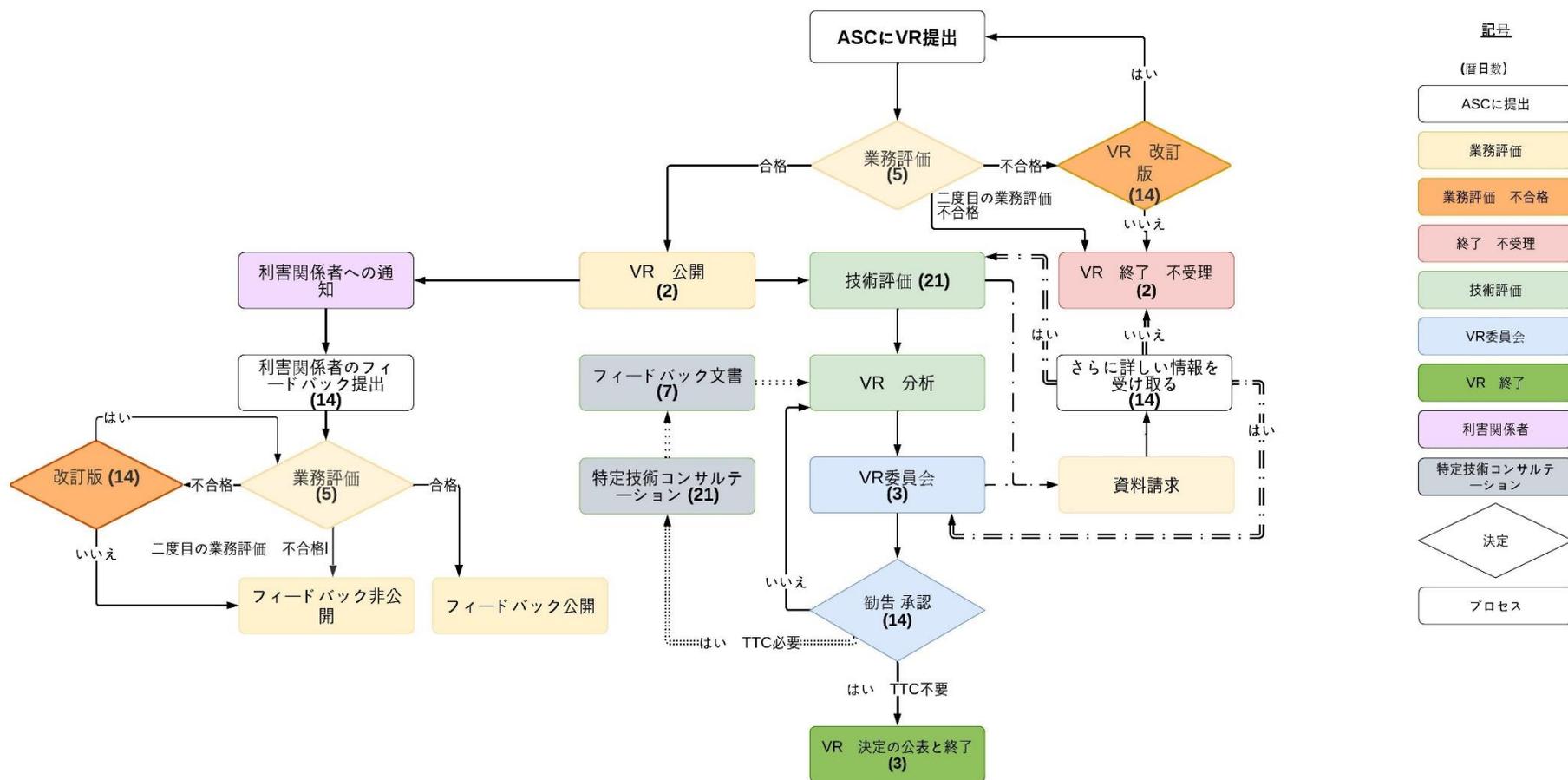
- 22.1** 認証機関は、第18項に従い、VRの判決が公表される前であれば、いつでもVRの提出を取り下げることができる。
- 22.2** 取り消しは、Eメール（vr@asc-aqua.org）を通じて、ASCに伝達される必要がある。

23. 利害関係者の関与ー基準に関するVR

- 23.1** 利害関係者は、承認されたVRについて、いつでもASCにフィードバックを提出することができる。
- 23.2** 利害関係者のフィードバックは、第10項に従い、業務評価の対象となる。
- 23.3** ASCは、利害関係者から受領したフィードバックに基づき、いつでもVRの適用性もしくは承認を再評価することができる。
- 23.4** ASCがVRの再評価を行う場合、ASCはその旨を、最初にVRを提出した認証機関に3日以内に伝える。
- 23.4.1** ASCは、承認されたVRの再評価を、以下の手順と日程に従って実行する。

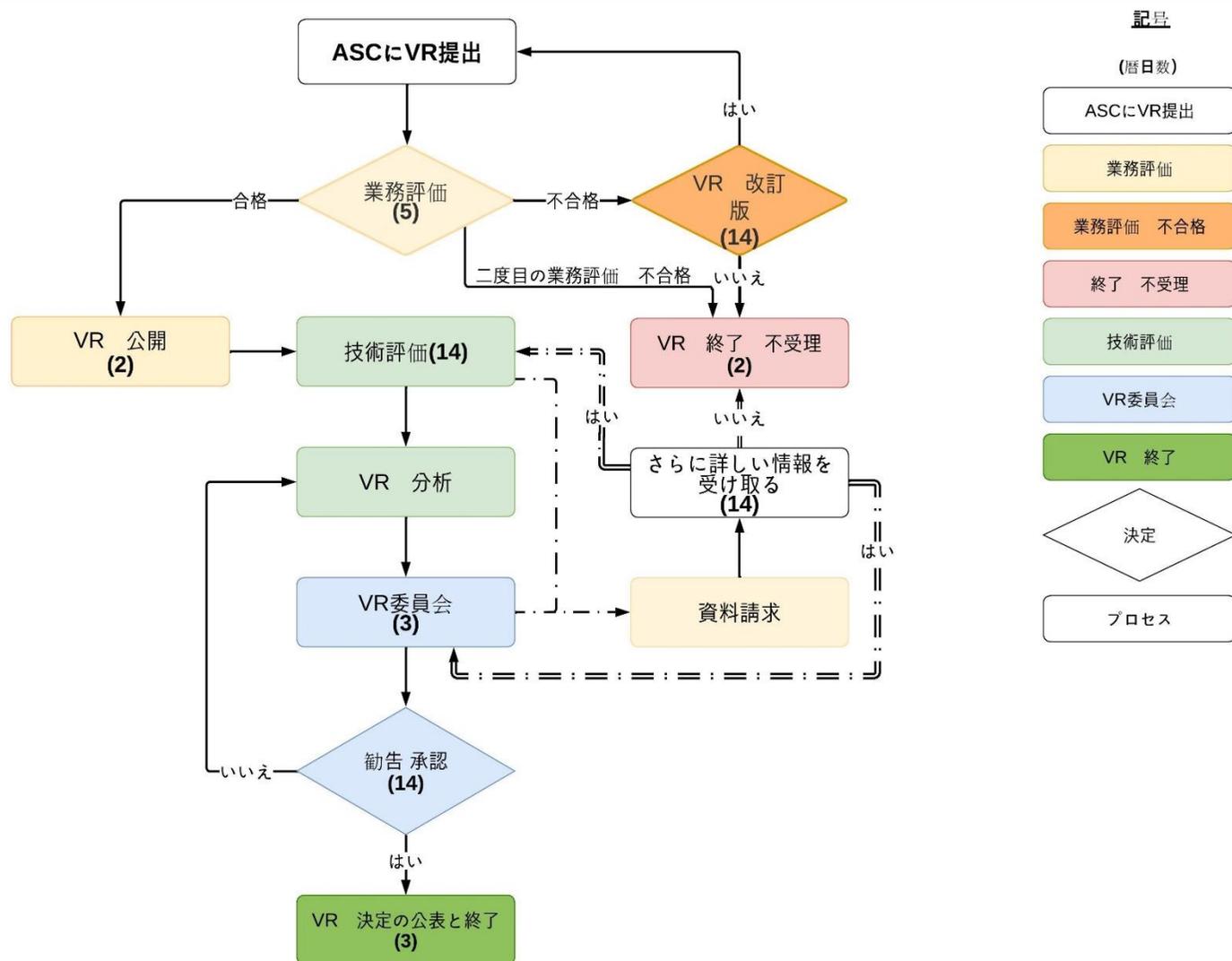
文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年1月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年1月 4 日
分類:	外部 (公開)	16 / 18 ページ			

付属書1 - 基準に関するVRの手順フローチャート



文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024年1月4日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024年1月4日
分類:	外部 (公開)	17 / 18 ページ			

付属書2 - CARに関するVRの手順フローチャート



文書名:	ASC 例外的許可の要求手続き	文書 ID:	ASC-PRC-003-JP	発行日:	2024 年 1 月 4 日
文書オーナー:	技術および運用支援マネージャー	バージョン:	2.1	最終評価日:	2024 年 1 月 4 日
分類:	外部 (公開)	18 / 18 ページ			